

令和5年度 第2回 門真市障がい者地域協議会 会議録

日 時 令和5年10月30日（月）午後2時より4時まで
場 所 門真市役所別館3階 第3会議室

■会議次第

1. 開会

2. 議題

門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

- ①骨子案について
- ②事業所アンケート調査の結果について
- ③団体アンケート調査の結果について
- ④活動指標の見込量について
- ⑤今後のスケジュールについて

3. その他

医療的ケア児者等の支援体制について

- ・採択された請願書について
- ・医療的ケア児支援法と門真市の現状と課題について

4. 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第

資料1 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案

資料2 障がい児（者）福祉に関する事業所アンケート調査の結果

資料3 障がい児（者）福祉に関する団体アンケート調査の結果

資料4 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の活動指標の見込量
について

資料5 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定スケジュール案

資料6 医療的ケア児者等の支援体制について

参考資料 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

〈当日配布〉

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

■出席者

委員：岡田委員（会長）、小原委員、谷掛委員、藤江委員、本木委員、高田委員、石橋委員、青木委員、東委員、東野委員、三木委員、白川委員、高田委員
事務局：障がい福祉課 木本課長、馬屋原課長補佐、竹村課長補佐、村下主任、池田主任、松本主任

■欠席者

委員：岩本委員（副会長）、森田委員、倉澤委員

■傍聴者：7名

■議 事

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第2回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日は、委員の皆様におかれましては、ご多忙にも関わらず、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の司会をさせていただきます障がい福祉課主任の村下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座って進行させていただきます。

ここで出席状況について報告させていただきます。本日の出席委員は16名中13名でございます。門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により委員の過半数以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。なお、岩本委員、森田委員、倉澤委員は欠席でございます。

次に、「会議の公開・非公開」について説明させていただきます。門真市では、本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、公開・非公開を協議会の長が、会議に諮って決定することとなっております。

本協議会につきましては、原則の考え方通り「公開」を考えておりまして、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかに

することにより、透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。本会議につきましては、着座にて私が議事を進めさせていただきたいと思っております。それでは、ただいま事務局より、会議の市民への公開につきまして提案ございましたが、何かご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、異議がないということでございますので、本会議につきましては公開とさせていただきます、市民の方々に傍聴いただくということにさせていただきたいと思っております。それでは傍聴者がいるようでしたら入室をお願いいたします。

(事務局)

それでは早速会議に入らせていただきます。

まず、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日配付しております資料は、協議会委員名簿、座席表、門真市第4次障がい者計画冊子、門真市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画冊子でございます。また、各計画の冊子につきましては、会議中の参考資料としてご用意しておりますので、お持ち帰りにならないようお願いいたします。なお、各計画冊子が必要な場合、職員までお知らせしていただくようお願いいたします。

次に、事前に郵送しております資料は、協議会次第、資料1 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案、資料2 障がい児（者）福祉に関する事業所アンケート調査の結果、資料3 障がい児（者）福祉に関する団体アンケート調査の結果、資料4 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の活動指標の見込量について、資料5 門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定スケジュール案、資料6 医療的ケア児者等の支援体制について、参考資料 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像でございます。また、その他参考資料といたしまして、門真市情報公開条例（抜粋）、審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）、門真市附属機関に関する条例（抜粋）、門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）を配布していただいております。不足等がございましたらお知らせください。

議事に入る前にご連絡がございました。

年度当初は計画策定の業務委託を地域社会研究所に依頼しておりましたが、8月に株式会社シティコード研究所に変更となりました。今回の会議には、株式会社シティコード研究所より2名出席していただいております。それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは早速でございますが議事に入らせていただきます。議題①の門真市第7期障がい者福祉計画・第3期障がい福祉計画の骨子案につきましてご説明をお願いいたします。

(事務局)

失礼します。シティコード研究所の松野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは着座にて説明させていただきます。

まず、お手元の資料1をご覧ください。第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の骨子案ということになります。4ページものです。全部で第1章から第6章までの6章立てになります。

まず1ページ目、第1章 計画の策定にあたってですが、これはこの計画をどういうふう位置づけられて作るかというような部分です。計画策定の背景と目的、国や大阪府の動向であるとか、門真市におけるこれまでの計画策定の経過などを書きます。

2つ目が計画の位置づけ・対象・期間ということで、位置付けは皆さんご承知の通り、障がい福祉計画については障がい者総合支援法に基づく計画、障がい児福祉計画は児童福祉法に基づく計画ということでそれぞれ各市町村に策定が義務づけられている計画ということになります。その位置づけの中で、門真市における総合計画、あるいは地域福祉計画、それからこの上位にあります障がい者計画などとの関連について記述をするということになります。

それから次に対象ですが、まず障がい、障がいのある人ということに対しての定義や社会モデルについての考え方、それから計画自体については、あくまでもサービスの見込みを中心に掲載する計画であります。対象としては、この門真市内で暮らし、学び、働き、活動されるすべての市民を対象とする計画であるということに触れます。それから3つ目が計画の期間で、これは国で一応決まっております、令和6年度から8年度までの3年間、1期とするということで次回は令和8年度に同じように第8期の障がい福祉計画、第4期の障がい児福祉計画を策定することになります。

それから3つ目、計画の基本的な考え方ということで、一点目は国が出しております基本指針や大阪府の基本的な考え方について概要を紹介し、2つ目は門真市における障がい福祉政策の基本的な考え方ということで、親計画であります障がい者計画における基本理念、目標などを紹介します。

4点目、計画の策定体制については、後で報告しますが、この計画を作るために行了いましたアンケート調査ですとか、この策定組織の話、それから今後最終的なパブリックコメントの実施状況などを紹介するというということになります。

次のページをご覧ください。第2章は障がいのある人を取り巻く状況ということで、まず1点目は障がいのある人等の状況、手帳の所持者ですとか、あるいは支援を必要とする児童生徒さんの状況などについてデータを中心に整理をします。その次が、現

行計画の実施状況ということで第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画で掲げた成果目標と、達成に向けた取り組みなどの実施状況を概括して紹介することになります。

それから3つ目が、市民事業者の意識ということで、この後紹介します関係団体・事業所を対象としたアンケート調査の主な結果を紹介すると書いております。事務局さんと相談となるのですが、今回は障がいのある方、当事者に対してのアンケートを行っていないのですが、前回令和2年に実施しておりますので、その辺の結果も併せて紹介した方が複合的になるのかなというふうに思っております。

これらの基礎調査の結果をまとめて4点目で、今後の施策推進に向けた課題ということでまとめるわけですが、例えばこの括弧書きで想定される課題の例ということで、障がいのある人の高齢化や重度化、家族の高齢化あるいは親亡き後への対応など書いておりますけど、結果で得られた中で特に門真市でどうだというようなことを抽出して、整理したいと考えております。

次に3ページですが、第3章は成果目標と活動指標、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の国の基本指針で掲げるべき項目ということで7つの目標とそれにぶら下がる活動指標について整理をします。第4章と第5章はそれぞれの、これも活動指標ではあるんですが、サービスの見込量を紹介しながら、その後に実際にそれをどう提供していくかという提供体制の方針についてコメントをしていく予定です。

最後のページですが第6章 計画の推進に向けてということで、計画の推進体制と進行管理について書くと、それと二番目で計画の推進に関連する事業ということで、大阪府の考え方の中でですね、障がい福祉計画の中で記述することが望ましいと書いてある項目が箇条書きで並んでおりますけど、7点、これについての方向性を、主には親計画にある門真市障がい者計画の中から引用する形で記載をすることになります。あとは参考資料ということで定めております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。ここまでの事務局のご説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか。全体像ということで、基本的な骨子をご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

(各委員より発言なし)

はい、また後ほどでも結構でございます、もし何かご意見がございましたら、後ほど承りたいと思います。はい、ありがとうございました。

それでは議題② 障がい児(者)福祉に関する事業所アンケート調査の結果について事務局に説明をお願いします。

(事務局)

はい、引き続き説明いたします。資料2をご覧ください。事業所アンケートの調査結果ということで20数枚の資料になっていると思います。アンケートについては、今年の8月に140の事業所を対象に実施をしました。結果、86事業所から回答いただきました。関連の方もおられると思います大変ご協力ありがとうございました。

以下時間もありますので端折って見ていきますけど、まず一番最初ですが、現在実施されているサービス、定員、利用者ということでお答えいただいています。ただこれ自己申告ですので、どこまで正しいかというのはわからないのですが、答えていただいた中の事業所の数では、就労継続支援B型が一番多くて25事業所、それから居宅介護と放課後等デイサービス、生活介護と児童発達支援、重度訪問介護などの順で数を寄せていただきました。

次に2ページですが、事業者さんの中で今後、利用希望者の見込みについてどうかということでお尋ねしました。上の表、頭の方に小さい字で並んでおりますけども、増加すると見込んでいる、横ばいであると見込んでいる、減少すると見込んでいるということで、丸付けをしていただいたものをそのまま合計したものになります。コメントついておりますけれども、今後の利用希望者の見込みが増加すると見込んでいるサービスについては、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅介護などとなっています。特に就労継続支援B型25事業所お答えいただいた中で12の事業所が増加すると見込んでいるという結果です。それから放課後等デイサービスも15事業所のうちの7事業所が増加、1つ上になりますけど児童発達支援も12事業所のうちの8ということで3分の2が利用希望者は伸びるだろうという回答をいただいたりしています。

次に4ページをお願いいたします。サービスの質の向上のため現在重点的に取り組まれていることがありますかということで、選択肢の順番で並んでいるので読みづらいところがありますけど一番多いのが、一番上ですね相談窓口の設置や職員の配置、これが45.3%ということで一番多い。その次が、3番目のヒヤリハット事務の共有や再発防止策の検討、その次が同事業者との交流機会への参加、定期的なケアカンファレンスの開催とサービス担当者会議への参加というような事務で重点的に取り組まれているという結果です。

その次5ページですが、サービスの中であまり定員の増加が進んでいないというものがあると、それに対して理由は何だろうかと、定員の増員とか新規参入が進まない理由は何かということでお尋ねをしました。グラフを見ると高いのがありますが、職員の確保が困難である。これは65%ということですので3件に2件が答えている。その次は報酬単価が低くて採算性に不安がある、それと現状で利用者が確保できていないので、定員増や新規参入が難しいという所になっています。その他のケース内容もいくつか書いておりますけど、一番上にあります通り、実は利用者が確保できないというようなお声を寄せていただいているところもございます。

次に6ページですが、円滑な事業運営のために改善したい経営上の課題は何ですかというお尋ねをしました。一番多かったのは職員の資質向上、これが62.8%、その次は一番上の利用者の括弧3番目の支援員の確保57%、中ほどのコメント間違っておりますけど、その次に多いのが上から2番目のサービスの内容や質の向上が50%という回答になっています。その間には報酬単価の低さ54.7%というのがございます。

それから7ページで、今後の事業運営に当たって行政等の関係機関がどのような支援が必要でしょうかというお尋ねについて行政との情報共有、これが66.3%、その次は事業運営に必要な情報提供61.6%、それから職員の研修59.3%ということで、上位2つは事業を行う上でのいろんな情報を、やはりいただきたいとお答えになっている方が多い結果です。

それから7ページの下グラフですが、利用者の依頼に対して受け入れ、事業提供ができなかったことがありますかということで、ある、ないとしているのですが、そういう受け入れができなかったことがあると答えた人が43%です。それから基本にする時間よりも少ない量にしてもらったことがあるというのが11.6%ということで合わせると半分を超える事業者さんが何らかの形で受け入れができなかったり制限がかかったというふうにお答えになっています。細かい理由については8ページに載っておりますが、これはご覧ください。

9ページで、事業所では対応できない困難ケースがあった場合にその困難ケースはどのようなケースですかというお尋ねをしました。ここで多かった選択肢の中で多いのは医療的ケアが必要なケース、これが47.4%で、その次に強度行動障がいをもつまたは有すると思われるケース、これが36.8%という順になっています。

10ページで、ではこういう困難なケースについて受け入れをするには何が必要かという質問させていただいた結果がまず支援者・従事者のスキルである、研修者や資格所持者がいないなどということでスキルの問題だというのが66.7%、それから支援者の増員、スペースの確保、それぞれ50%という結果になっています。

次に11ページですが真ん中の質問、医療的ケアについて実施しているかどうかというお尋ねについては、実施しているというのがグラフの左下にあります9.3%。それから未実施だが今後実施予定であるというお答えが1.2%ということで、合わせて10.5%が今後の見通しの中でほぼ医療的ケアを実施できるところが1割という結果です。

次に15ページをお願いいたします、少し飛ばします。障がい者虐待について伺いますということで事業所の中で取り組んでいること、対応状況ということで選んでいただきました。実施しているものの順で見ますが、3番目の責任者の設置をしているところが93%、それから1従業員への研修実施をしているところが88.4%、虐待防止委員会で検討結果を従業員に周知徹底しているという事業者が72.1%、2番目だけ少し低いのですが、隣の網掛け斜めの斜線が入っているところが、実施していないが実施予定であるというところが24.4%ということで、虐待に関してはそれぞれ事業者さんは、ほぼ皆さん取り組まれているという状況です。

それから16ページですが、今度は差別解消法に関する内容で、来年4月1日から事業者においても合理的配慮の提供が義務化されるということで、これにどう対応しているかという質問です。既にその効果を把握しており合理的配慮の提供、あるいはその予定があると現時点でお答えいただいているのは52.3%の半分です。把握しているけど、合理的配慮の提供予定がないという回答が32.6%でした。把握していないが14%、それからその他が1.2%ということですが、その他の内容などを見ていると古い造りの建物において改修しようにもちょっとしにくいというようなお答えがございました。

以下、自由記述ではいろいろとお書きいただいているのですが、既に配布していますのでご覧いただいていると思います。

資料2の説明については以上です。よろしく願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして何かご意見ご質問等ございますでしょうか。貴重なアンケートの結果でございます。ご意見ございましたら、ご遠慮なくおっしゃってください。

よろしいでしょうか。

(委員より発言はなし)

また、もし次のアンケートの結果もございますが、こっちと合わせてご意見を賜ればと思っております。はい、ありがとうございました。

それでは続きまして議題③ 障がい児（者）福祉に関する団体アンケート調査の結果について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい、では資料3をご覧ください。

団体アンケート調査の結果ということで、事業所と同じで本年の8月に実施をしました。5団体より回答がありましたと書いていますが、門真市内5団体ですべての団体様からもお答えをいただいているという状況になります。

質問については、少し絞って今回紹介させていただいておりますけど、まず1ページ目、今後取り組む予定の活動または取り組みたい活動はどのようなものですかということでお書きいただいています。キーワードで見えていきますと、例えば交流ですか、あるいは障がい者の啓発活動に取り組んでいく、交流会を開いたり、それから教育、福祉、子育てと連携した活動に取り組む、希望するような交流事業ということを基本的にはこれまでやっぱりこのコロナ禍もありまして、なかなか活動しづらかったというところもあると思うのですが、障がいのある人同士、あるいは障がいのある人を含めたふれあい、交流というものを重視されているというお答えかと思えます。

3 ページをお願いいたします。

団体活動の上で困っていることは何かということ、これはグラフになっておりますけど、全部で5団体しかないのので%ではなくて団体の数で表現しています。ですので、一番右側と書いているのはもうすべての団体というふうに読んでいただけたらと思いますが、困っていること、多かったのが上から3番目、新規メンバーの加入が少ない4団体、それから3団体のところで見ますと、メンバーが仕事家事などで忙しい、役員のなり手がいない、それからその他ということになります。その他の記述内容は下に書いてあります。例えば交通の便とか、時間のやりくりが難しいとか、高齢者がほとんどで毎年やることがあるので判断が難しいというような話であったりというような内容をお書きいただいています。

次に4 ページをお願いします。

普段の活動を通じて感じておられる地域の課題には、どのようなことがありますかという質問です。この4団体までのところがなくて3団体の一番多いのですが、上から2番目、障がい者と健常者が交流する場が少ないというもの、それから下の方もありますが、障がい者の災害時に対する対策が取れていない、これが3団体となっております。

それから5 ページをご覧ください。

障がいのある人への市民の理解を深めるためには何が重要だと考えますかという質問です。多かったのが4団体で、上から3つ目と4つ目、障がいのある人もない人もともに参加するイベントを開催する。それから障がいに関する講演会や学習会などを開催するというので、やはりある程度多くの人が集まった場の中で、交流だとか、理解の共有を図っていこうというような気持ちが多いのかなと思います。そういう意味で一番上の学校での福祉教育を充実するが3団体という順番になっています。

次に7 ページをお願いします。

今後の相談支援体制についてどのようなことを希望しますかということで、5団体全部がお答えになったのが上から2番目と4番目になります福祉の専門職を配置した相談窓口、それから家族の悩みを受けとめる相談、これはそれぞれすべての団体でお答えいただいています。それから3団体で、一番上、休日夜間の電話相談窓口、それから下から2番目、障がいに関わる診断や治療、ケアに関する医療面での相談窓口、これが3団体ということになっています。その他については、1団体から3つお答えいただいています。まず相談員のレベルを統一してほしいというふうな話、それから、3番目ですけど、相談員が多く担当を持っているので、なかなか丁寧に支援ができていないというふうなお答えがございました。

それから8 ページをお願いします。

障がいのある人が継続して働くためには、どのような支援や環境づくりが必要と考えるかということですが、一番多かったのは、職場の上司や同僚に障がいの理解があること、これが4つの団体でした。それから3つの団体が答えているのが上から3番

目の障がいの特性や能力などに応じた短時間勤務や勤務日数などの配慮まずは理解、その次は勤務上の配慮という形になっています。

次に11ページをお願いします。

一番上ですが、ふだんの生活の中で差別や偏見などを感じることはありませんかというところで、よく感じると答えた団体が2、時々感じると答えた団体が3ということでこの段階で5団体ですので、何らかの差別・偏見を感じるものが時々以上やはりある、そういう認識になっております。

差別・偏見がなくなるためにどのような取り組みが必要だと考えますかということ、5団体すべてがお答えになったのが、まずは差別解消法の周知、それから障がい者、障がい特性に対する啓発、それと、どのようなことが差別に当たるのかというか事案の例示、これが5団体お答えいただいた内容です。

それから13ページをお願いします。

障がいのある人が将来の暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますかという質問があります。非常にたくさんの選択肢があって答えづらかったと思うんですが、当てはまるものすべてという5団体すべてがお答えになっていますので、まず働く場所があること、それから収入が確保できるということで、経済的な自立に非常に重きを置かれているということがわかります。それから次、4団体を答えているものが一番上、住まいを契約する時の保証人、それから日中の居場所が近くにあること、病院や診療所が近くにあること、在宅生活を支えるサービスが受けられること、それと地域の人との障がいのある人への理解と合理的配慮、ここまでは4団体ということになります。以下見ての通りですがお答えいただいた中で私がちょっと意外であったのは、グループホームが近くにあることと答えられたのは1団体でした。これはあくまで結果ですので、数が足りているというわけではないんですが、団体さんのご意向の中には高くなかったという結果になっています。

めくっていただいて14ページ、これが最後になります。

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めるためには、どのようなことに重点を置いたら良いとお考えですかという質問で、5団体すべてが答えていただいたのが、ちょうど真ん中ぐらいですが就労するための訓練。さっきは働く場所がある、あるいは収入が確保できることというのが重視されておりましたが、ここで出てくるのが、就労するためにやっぱり訓練しようということ。それと条件としては下の方にありますけど、防犯・防災対策の充実、これが5団体ですね、4団体が答えたものを上から見ていきますと、まず一番上、障がいの早期発見・早期治療・教育を考えた早い段階での適切な対応、それから障がい者に適した住居の確保、ここで出てきますけど公営住宅やグループホームの整備など、それから外出支援サービスの充実、就労や雇用の促進、教育現場での障がいのある人に対する理解を深めるような福祉教育の推進、それから最後に、様々な障がいのある人がコミュニケーションを取れる環

境整備というようなお答えになっております。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。それでは何かご意見ご質問等ございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

私の個人的な感想なんですけども、非常にこの大事な考え方といいますか、これから門真市でも取り上げてほしいなというのは、やはり障がい者差別解消法、あるいは障がい者の特性に関する啓発活動というのをやはり行政がしていけないといけないのではないかと個人的に思っています。と言いますのは、やはりこの団体が差別・偏見などを感じることもあるかというので、よく感じられているとすべて5団体ということですので、やはり障がい者に対する生活のしづらさというのが出てきていて、それがやはり今後様々なところが配慮、例えば先ほどの8ページのところで就労するとき、やはり障がい者の方々の特性に合ったような就労の仕方、あるいは職場の上司や同僚が障がいについての理解があるというようなところというのは、まさしくそういうところが出てきているのではないかな。基本的には人権といいますか、障がい者の人権というものをどういうふうに私たちが捉え門真市の中でそれを現実的に具体的に政策に反映していくのか、というところが大事なのではないかなというのがまず一点です。

2点目は、やはり障がい者の方々がサービスを受けながらも、自分の力で自立生活をどう支えていくのかということが、この中でも課題として出てきているので、特にそれが14ページのあたりで、やはり様々な就労するための訓練だとか不動産、あるいは防犯のための充実といった生活をしていくときの非常に重要な要因を、どのように整備していくのかというあたりがこのアンケートで見てとれるのではないかなというふうに、私はこれは個人的な考えでございますが、そのように捉えることができたと思っております。

皆さんいかがでしょうか。ぜひ何か、はいどうぞ。

(G委員)

最初の方に戻りますが、骨子案の方からですね、前回の分と比べると章立てを成果目標とか活動指標などをわかりやすくというような意図があるのかなということと、あとこの成果目標の中で1から6で障がい福祉計画に関してですけども、前回のと比べると、就労継続支援B型の平均工賃のところがなく6つになっているというところ、これは福祉施設から一般就労というところに含んで考えていらっしゃるのかというふうなところを確認できたらと思っています。以上です。

(事務局)

私からお答えします。工賃については今委員おっしゃった通りで、括弧4の福祉施設から一般就労への移行等の等の部分の中に含まれることになります。

(G委員)

成果目標は、前は障がい福祉計画の中に入っていて、ちょっと探さないとわからなかったんですけども、これははっきりと成果目標、活動指標というふうに出されているということは、これははっきりと取り組んでいきますよというふうな意思表示なのかなど。私は精神障がいの方のを中心にやっていますが、地域包括ケアシステムの構築とか何かそういうのが現状で難しいなど、病院が視野になるとかいろいろ状況があるんですけども、そういうところがあまりそうではないなというふうなところも感じる部分があるので、この計画の中で、成果目標というのは前に出していただいているのは、いいのかなというふうに思ったので確認したいと思いました。

(事務局)

そうですね。構成については、委員おっしゃった通りです。やっぱりいろんな計画がありますけど国の枠組みも含めてですが成果目標と掲げてそのためにいろんな取り組みをするんだというような構造で基本指針であったり大阪府の考え方になっていますので、それに準じて、まずは一応は国や府がこれで立てるというふうな形での目標設定にはなるのですが、これをまず示した上での活動指標だとかサービス見込量という形にしたというところでございます。

(L委員)

アンケート等に関して、資料2の方のアンケートなんですけど、これは事業所さんが事業所の意向として、利用者がたくさんいるかいなかではなく、自分のところの事業所が拡大する増員、定員増をするのかどうかというような見込量でアンケート調査がされているのであれば、暮らしに必要な障がい児の本当に必要な量が、この計画的に見込量が出てこないと思います。それは、どんなふうに整合性を持たせていただけるのか、お聞きできればと思います。

(事務局)

事業所さんからのアンケートは、冒頭に申し上げたように、140事業所から86の事業所さんからの回答になりますので、これをもって活動指標を固めていくというのはちょっとなかなか難しいところがあるかなと思います。ですので、これまでの利用実績の伸びや、コロナ前だったり、その辺りの様子を見ながら見込量を立てていくように、この後でまた説明差し上げることになるんですけども、そういった形で見えています。

(L委員)

私もちょっと勉強不足であっているかどうか分からないのですが、門真市は大阪府が事業所指定をするということで、門真市に申請をするのではないので、就労継続支援B型が乱立して、そんなに使いたい人が多くもないのにも関わらず、就労継続支援B型ができてしまっています。本当に私たちの暮らしに必要な生活介護とか行動援護とか、医療的ケアの方のサービスがないというように、本当に必要なものがないんです。

大阪府下を見ると、この北河内5市と、あと藤井寺市とか、何市だけがそのまた大阪府に指定申請手続きを立てている分、門真の市民としては、何かうまく私たちの願っているサービスが手に入らないのかなというふうに思うんですね。そこをまたこのままずっと進んでいくのかということも合わせてこの機会に聞かせていただければと思います。すいません間違っていたらごめんなさい。

(事務局)

委員からおっしゃっていただいたように、大阪府に指定してもらって、そこで事業所さんが立ち上がっていくというような形になっています。今年度から事業所を指定するにあたって市町村の意見をいったん聞くというようなふうにはなっているのですが、実際なかなか今のところそれで問い合わせがあったことが今のところはないです。そういったところでお問い合わせがあれば、先ほどおっしゃっていただいたようにこういった事業者さんが多いですか、あそこよりもこちらの方がというお話はできるかなと思っています。ただ今回計画策定にあたって、大阪府さんともやり取りする機会がございますので、その辺りでお話もできればなと思っています。今のところその門真市の方で指定するという話はまだ出てきてはないです。

(H委員)

今の話、連続するんですけど、総量規制とかそういったものについて、現実、就労継続支援B型もそうですし、大阪府から見ても共同生活援助なんか、この空きがすごく多くなっているというその状況について、門真の中で、現実現状こうだということを、大阪府の生活基盤推進課の方とかに発案出してみるとかそういったことというのは、お考えになってたんですかね。今8市1町が大阪府の権限になっています。そのうち北河内という、確か寝屋川と枚方以外は大阪府の指定権限ということで北河内全体的な課題としてもあるのかなと思っています、ちょっとその辺が門真市としてどうお考えなのかお聞きしております。

(事務局)

今おっしゃっていただいたように大阪府に対して、そのように発案するというのは今のところお話としてはついていない状況ですけれども、今いただいたご意見も踏まえまして考えさせてもらえたらと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、もう1つありましたら後ほどお伺いさせていただきたいと思っております。

それでは議題④門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の活動指針の見込量につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、資料4をお願いいたします。

障がい福祉サービス等の見込量についてということ、今回お示ししていますが、一応はいろいろと事務局さんとも詰めた中での仮の見込量になりますけど、ご意見をいただいて、変更もこれからあると思っております。

大きな流れで言いますと、ここ何年か直近の令和2、3、4、5年というような形の中で、まず利用者数、それからそのお1人当たりがどれだけの量、時間と日数をお使いになっているかとその平均値をとりまして、ひと月あたりの実利用見込み者数ですね、重複しないで何人の人がそれぞれのサービスを使っているか、それに1人当たり何日、あるいは何時間、仮に日中活動系のサービスだったらひと月に15日、20日という平均値を出して、それを掛けたものを見込みという形にしています。

ただ、大前提で申し上げますけど、まず今やっているのはまず利用値に近いものがあります。その中で、要は本来だったらサービスとして、もっと事業者さんと呼ば込んだ中で伸ばしていかなければならないものがあると思っております。今、ご意見あった行動援護なんかもそうです。

逆にそういう規制とは言わないんですけど見込みの上、これ介護保険の事業計画と違って数字の上での拘束力というのはないですから、もしこのまま事業者さんが、まだまだどんどん開設してお客さん集めではないですけど、利用者を確保して伸ばしていったらどうなるかというところで、立てています。

その中では、就労継続支援B型、それから児童発達支援、放課後等デイサービス、これについては青天井でどんどん伸びている。これが本当にそれでいいのか。たくさん事例を言えば、量の見込みというのはあるんですけど量じゃなくて、いかに本来の支援がどれだけ行き届いているかということ、利用する人の中でそういう訪問系のサービスを含めて、必要な部分ですよね、特に、株式会社で経営されていることなんかでいうと、なるべくなら手のかからない利用者さんを集めて重度の人を取らないという傾向が、もう大阪府内全体あるんですけど、そうじゃなくて、数は数で示すんだ

けどそれだけじゃなくて、今国の方針なんかも出ておりますけど結構重い障がいのある方についても、地域で暮らしていただけるようにということで、数字以外の部分でやっぱり重度の障がいのある人についてのサービス提供の基盤をもう少し整え、事業所に働きかけて、そういう取り組みなんかも少し計画には書いていかなければいけないということです。

今はとりあえず何年かのトレンドを見たら、こういう数字になりますよということでご覧ください。同じように直近で、利用者数が明らかに伸びているものについては、先ほど申した就労継続支援B型みたいな形で、利用者数が伸びていく。逆に、本来伸びないといけないけど、例えばコロナの関係で、利用したくても事業所が止まったとかそういう場合で、数字が伸びてない部分があるんですけど、その中でも、社会基盤として、やっぱりサービスとしては、それで減りっぱなしではなく、本来利用したい人が利用できるようにしていくべきだと思うものは、少しでも利用者数とか利用回数が伸びるように設定しています。それ以外で、コロナとは直接因果関係が見えないけど利用者が減ってきている事業もあります。ただ、これも減るばかりでいいのかという話があるので、それについては、基本的には令和4年から令和5年からどちらか人数多い方で、まずはその水準で現状維持をするという形にしています。その数字がそれぞれ考え方に沿っているかどうかというのをまた数字の動きということでご覧いただけたらと思います。

まず訪問系サービスですけど、居宅介護と重度訪問介護については令和5年はまだ期の途中なのでこれから利用する人もいますから、人数が少し凹んでいる部分があるんですけど、令和3年の動きなんかを見ていきますと、居宅介護は伸びていますので、そのまま延ばす推計をしています。

重度訪問については、このところ身体障がいについては横ばい状況になりますが、ただそれについては、重度者の人をなるべく地域で見えなく、あるいは地域移行で戻ってきてもらうという観点からいけば、少しずつでも伸ばしていきたいということで、今1人ずつ増やしていますけど、今回、事業者さんにご意向も含めて、行けそうということがあったらもう少し上積みしてもいいのかなと思っています。

同行援護については、コロナの影響もあるかもしれないんですけど、毎年少し減る傾向になっていますので、今のところは現状維持、令和4年の数字で維持という形にしています。行動援護については、この門真も含めて使える事業者さんも少ないというのもあるわけですけど、少しずつ利用者さんが増えるように見立てて考えているところです。

次に4ページで、日中活動系サービスと短期入所ですが、増えているものでいきますと、先ほども話があった、5ページの就労継続支援B型なんかは今のところ増えて、令和5年はこれから利用する人もありますから、少し数が減っていますが、利用者数、それから実際に使われるような見込みも伸びる設定にしています。同じように4

ページの方で生活介護も利用者数自身は、あんまり動きはないんですけど、1人当たりの利用量は増えてきていますので、量の見込みは伸びる設定にしています。

短期入所が人数としては、令和3年が113人利用、令和4年が128人利用ということで、伸びています。令和5年が124人ということで、今は151人と横引っ張りにしていますが、事業者さんがある程度目途付けができるんだったら、やっぱり数字伸ばしていくべきところだろうなというふうに調整をさせていただくことになろうと思います。

それから就労継続支援A型、一番下ですけどこれについても利用が伸びてきているので、就労継続支援B型と同じように伸ばしている。ただ、A型の1つ上、これも門真だけの問題ではないのですが、大阪府内みんなそうですけど、就労移行支援の利用者数が激減しています。門真市内もそうです。ほとんど就労移行支援を利用できる人は、一般就労に行ってしまった、あるいは行ったけど、定着支援を受けましたけど、残念ながらできなかったの、就労継続支援B型の方に行かれたという方がやっぱり多いということもあるという話を聞いたりします。やっぱりかなり人数が減ってきています。97人、令和3年でいたのが令和4年で85人、コロナで減ったという意味ではないですね。令和3年の方が高いですから。今年度50人、これからまだ増えるとは思いますが、今国の成果目標の中で就労移行支援に関わる目標値なんかもありますから、あんまり極端に人数を減らすわけにもいかないということで、現状は令和4年の85人を横引っ張りで、令和6年、7年、8年というふうに数字を置いていますけど、これもちょっと内部調整の中で数字が多分動いていくのだろうと思います。

それから6ページ、居住系サービスですけど、施設入所支援については、令和3年が70人で、令和4年が73人と逆に増えています、国の意向としては、地域移行を進めて入所者数を削減しようというところなんですけど、おそらく府内の現状から言うと、地域に移行したとしても、その代わりに待機されている方がだいぶいるので、なかなか数字が減ってこないということになると思います。ただこの成果目標との整合性の中で、見込量は少しずつ減っていく見込みになると思うのですが、そのあたり、またご意見をいただきながら進めていかなければと思っています。

それから共同生活援助ですね、グループホームについてはご意見ありましたけど、事業所も増えて利用自身も増える方向で設定しています。見込みは問題ないんですけど、ご意見あった通り、多分軽い人ばかり受け入れる傾向にあるので、ではなくて重度の人をどうやって受け入れてもらうかですね、そのあたりの方策なんかを考えていかなければと思っています。

それから相談支援ですけど、これについては令和3年が1,297人、令和4年度は1,304人と順調に増えてきています。その中で令和5年でいったん少し数が落ちていますが、調整すると思いますけど、人数が増えていくという見立ていくことになるだろうと思います。

それから地域移行支援と地域定着支援、それから居住系サービスの方に書いてある自立生活援助は、本来国が新設したもので、意義付けとしては非常にこのサービスが提供されたら、地域移行だったり、地域の中で親亡き後あるいは親御さんが高齢化したときに、いろいろとサポートできるサービスとして重要なんですけど、いろいろな事情があって、事業者さんがなかなかサービスを提供できないという状況であります。ただそれで現状利用が0なんですけど、0が0のままじゃいけないということで、少しずつでも1人ずつでも見込みを立てているという状況になります。

それから8ページ児童のサービスですけど、児童発達支援それから放課後等デイサービスそれぞれ今のところ利用者が伸びてきていると。伸ばしているのだけど、先ほどの総量規制の話がありまして、どこまで伸ばすのかとか頭を抑えるのかというのが多分議論なんだろうと思います。だから、あくまでも数字の見込みだから、今まで通り増えたらこれだけ伸びるんだよというような考え方でいくのかというのがあるんですけど、放課後等デイサービスについていったら学童保育との絡みがあって、従来だったら学童に通わせていたお子さんなんかも、ほぼほぼ放課後等デイサービスの方が利用しやすいということなどがあって、そっちに流れているというのがありますね。それで事業者さんのそのあたりを見て、まだ行けるだろうということで。意思表示として数を抑えるのか現状のトレンドでいくかという辺りは、多分検討のポイントなのだろうと思っています。

それから9ページ、地域生活支援事業ではそれぞれ細かい設定になっていますけど、特に移動支援については、令和3年が利用したのが234人、令和4年227人、今年度は今のところ208人ということで少し数が逆に伸びないといけないのに減ってきていますので、この辺りちょっと状況を把握しながらということなんです。今は313人ということで横に引っ張ってはいるのですが、おそらく、やっぱり増やそうというふうには思っています。

資料4の説明について以上でございます。ご意見よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。計画においての今後の見込量ということでございます。

何かご意見ご質問等いかがでしょうか。

(G委員)

見込量に関しては、計算式とかそういうのがあるからこういうふうなことになるのは理解しているんですけども、先ほどのアンケートの話でもあったように就労継続支援B型や共同生活援助が多いんじゃないとか、ミスマッチをしているというふうなところが、やはり相談支援事業をやっているのを感じるというところではあるんですけども、この見込量の出し方に関してはこういう出し方でいいと思うんですけども、た

だ例えばこの計画推進をどうしていくかとかということに関してこの事業所数がどれだけ、こちらは利用者数とか利用時間とかですけれども、やはりその門真市の障がい福祉をどう進めていくかというようなところで今現状の事業者数、事業所数がどれぐらいあるのか、それがやはり現状が飽和しているのかどうか、就労継続支援B型や共同生活援助が確保できたけども、求められているものではなくて、利用が増えるというふうなアンケートの答えの事業所と、もう24年には減るかもしれないというふうなところもあったりとかとします。やはりサービスのミスマッチとかもあるので、現状、今どれだけの事業所数があるかとかというふうなハードの点、それがそれぐらい今整理できていない。実際にどれぐらいの利用者数をご支援していくのかということの視点がないと、なかなか継続的に市ができる体制が難しいかなと思うので、この中にそれを入れていくというか、考え方としてやはりそれを持っていかないと、ちょっとまた望んだものと違うというふうな形になってくるかなと思う。

(事務局)

ありがとうございます。確かにどれだけあるのかという現状の把握については、一定、アンケートを撒かせていただくときにも、事業所数すべてに撒けるようにというのは確認してからさせていただいているんですけども、あと定員というところをやはり返ってきたところでないと把握し切れてないというところがございますので、そのあたり把握できるようにまた考えていきたいと思えます。

(L委員)

2点あるんですけども、1点目は次年度6年に大きな見直しが放課後等デイサービスなどでは時間とか、その内容により、運動や塾的なサービスのところを放デイで認めないようなことを聞いておりますが、その辺も門真市内でも特化型でやられているところとかこの見込量のそのままの推移で大丈夫なのかなというのが1つと、2つ目は、今の児童発達、放課後等デイサービスを使って高校を卒業するという方が出ております。24年から児童のサービスが始まりましたので、私たちは何もない時代でしたので、幼稚園みたいに4時前に帰ってくるというところを親が担って、働けず過ごしたわけですけれども、今の人たちは経済的にも働くということが当たり前で、放課後等デイサービスを卒業した、高校を卒業したらどうしようという方が、たくさん会にも相談があります。そこは移動支援でいくのか、何でいくのかということになると、ここの時間数が必要になるのかなというふうに考えていますので、門真市としてはどう考えておられるのか、移動支援だったら地域生活支援事業になりますので、門真市として今後どのように考えていかれるのか。その就労継続支援B型であるとかその生活介護のところでは時間延長を求めるようなことをされるのかをお伺いできたらなと思います。以上です。

(事務局)

特化型の放デイをどう取り扱うかというところですが、きちんと整理できていないところがありまして、また現状確認していきたいと思っております。

18歳になられた方のこういった支援をといるところですが、今現状思っているのは、先ほど委員さんがおっしゃっていただいたような日中活動のところでの時間延長が可能なのかどうか。そこで難しければ、日中一時タイムケア事業について利用が可能なのかどうかというところはまず確認させていただく形にはなるかと思っております。それでも時間がなかなか難しいということであれば、そこはケースワーカーとも相談させてもらって、移動支援といっても夜に移動支援というわけにはいかないと思うので、そこは居宅介護なのか、また移動支援なのかについてはケースによって応じていきたいと思っております。

(会長)

はい、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(各委員より発言はなし)

はい、では特段ないようで、これについては終了させていただきます。それでは議題⑤門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定スケジュール案につきまして事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは資料5の計画策定スケジュール案をご覧ください。前回から変更のあった部分についてご説明させていただきたいと思っております。第2回に前回では計画素案の検討等をしていましたところ、計画策定の業者さんの変更もございましたことから今回の骨子案と変更しております。さらに大阪府の市町村ヒアリングにおいては10月23日にの実施が終わっております。今後につきましては、第3回計画作成委員会は12月19日に、第3回地域協議会は12月25日に実施予定としております。その後大阪府の事前協議を経て、1月にはパブリックコメント、第4回計画作成委員会は2月上旬に行いまして、4回目の地域協議会は2月19日に実施予定となっております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

何かこのスケジュールにつきまして何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(各委員より発言はなし)

はい、特段ないですからこのことにつきましては終了とさせていただきます。

それではその他案件でございますが医療的ケア児者等の支援体制について事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

医療的ケア児者に対する支援についてでございます。

先に、医療的ケア児支援法についてご説明いたします。参考資料をご覧ください。

令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法が施行されました。中段にも記載されておりますように、この法律において、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う自主的かつ主体的に実施する責務を負うことが、初めて明文化されました。また、医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器や痰吸引等の医療行為）を受けることが不可欠である児童とされています。

この法律は、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止すること、ならびに安心して子どもを生子、育てることができる社会の実現を目的として作られたものであります。また、この法律は、医療的ケア児とその家族の支援に関する法律であります。基本理念において医療的ケア児が18歳に達し、または高等学校を卒業した後も適切な保険医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることにも配慮しておこなわなければならないとされています。

門真市において、これまで、本協議会の児童専門部会である児童専門会議では守口保健所より毎年医療的ケア児に関する報告があり、部会内で一定の課題共有を行ってきたところであります。そのような状況の中、医療的ケア児支援法が施行されました。

本市の現行障がい福祉計画にて保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設定および医療的ケア児等コーディネーターの配置を定めております。協議の場としては児童専門会議を活用し、情報共有等を行ってまいりました。医療的ケア児等コーディネーターは令和4年度にこども発達支援センターへ1名配置しており、指定管理者移行後も引き続き医療的ケア児等コーディネーター等を配置することとなっております。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に伴い、国や府の指針において「障がい児支援の提供体制の整備等」の中で継続して医療的ケア児に関する項目が挙げられていることを踏まえ、この度の計画策定に係る事業所アンケートにおいて、医療的ケア児等に関する質問項目を新たに追加いたしました。

では、資料6をご覧ください。門真市議会第3回定例会において、門真市身体障がい児者親の会結叶から提出された「医療的ケアが必要な肢体不自由児者の為の施設設立、その他の要望に関する請願書」が全会派一致で採択されました。内容につきましては、原文をそのまま読み上げさせていただきます。

医療的ケアが必要な肢体不自由児者の為の施設設立、その他要望に関する請願書。

現在、門真市における医療的ケア児等の支援体制は十分に整っているとは言えません。また、門真市障がい福祉計画に医療的ケア児等の支援計画がありません。医療的ケア児本人とその子どもたちを抱える家族への支援のあり方及び、障がい者本人が成人以降の支援のあり方も置き去りにされている現状を門真市に変えていただきたいと、私たちは切に願っています。守口市障がい福祉計画には、国が進めている地域生活支援拠点を中心に、医療的ケア児のための計画が盛り込まれ、市の土地を活用し事業所が施設整備を行うことが予定されています。門真市にも、地域生活支援拠点として施設が1つありますが、肢体不自由児者や医療的ケア対応児者が十分に利用できる状況とは言えません。従いまして、門真市障がい福祉計画に医療的ケア児等の支援をライフステージに応じた切れ目のない十分な相談支援体制の構築とサービス提供基盤の整備に取り組んでいただきたくお願いします。

記。現在策定中の第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に医療的ケア児者や肢体不自由児者への十分な支援体制とサービスの提供基盤の整備内容（重度化・高齢化や親亡き後に安心して過ごせるショートステイやグループホームなどの環境整備、移動が困難な障がい者に配慮した環境の整備等）を盛り込むこと。との内容でありました。

次に、門真市における医療的ケア児者の人数ですが、令和2年大阪府の実態調査では17名でありました。直近で把握できる人数といたしましては、令和5年4月1日現在の守口保健所が把握し支援している人数は65歳以上も含めて22名、さらに令和4年度短期入所利用時に医療的ケアに関する加算があった児者は20名となっております。いずれも、人数に含まれていない医療的ケア児者もいることから、これらより多くの医療的ケア児者が在住していると考えられます。

続いて、門真市の支援体制についてであります。短期入所施設は市内に全部で6カ所ありますが、医療的ケア児者の受け入れ体制が整っているところはありません。よって、長い移動時間を要しても他市の事業所や病院を利用せざるを得ない状況にあります。また、通所施設につきましては、利用できるところはあるものの、数は不足しております。医療的ケア児者を受け入れるには医療従事者等の確保や、事業所として一定のスキルや経験等、医療的ケアが実施できる体制を整える必要があることから、早急な新たな事業所の立ち上げ等が難しい状況にあります。

これらを受け、国の指針等や請願内容に基づき、医療的ケア児者や肢体不自由児者等に対する支援体制について、骨子案に項目を追加いたしました。本日の協議会において法制度や現状に関する情報共有を行い、第3回では次期計画の素案内容に関する審議をお願いしたいと考えております。

(会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして何かご意見ご質問等いかがでしょうか。

(A委員)

支援についての方を見させていただくと、短期入所施設であったりとか通所施設のことを書かれてはいるんですけども、国の方のこの法律を見させていただくと、保育所、あるいは学校での支援ということも書かれているのですが、ここには門真市の資料にも請願書にも、学校、保育所については記載がないということは、これは親御さんからこういうニーズがないということなのか。ニーズがないとしても、インクルーシブ教育とかが注目されている昨今、これをニーズがないから考えなくていいとはちょっと思いにくいと思うんですけども、そういうのは門真市で取り組んでいかれる計画とかというのはないものなのか。もしそうだったとしたら保育所や子育て支援課、学校教育課というところが積極的に動かれるということなのか、この障がいとしてプッシュしてもっとイニシアチブを取ってそういうふうな保育所、学校、そういう看護師さんの勤務とかというのを図っていくのかというのをまず1点、学校、保育所関係というところで。

それともう1つ、私は医師会から来ているんですけども、門真市内にはそういう重度医療的ケア児を受け入れる医療機関が少ないと、ほとんどないということなのですが、そこら辺はどうなんですか。数年後、門真市内に移転予定の病院とかもあるのですが、そちらの方とかにはこの医療的ケア児を受け入れてくれるような、そういうのはプッシュしていくということはされたりはしないのでしょうか。その2点についてお願いします。

(事務局)

はい、ご質問ありがとうございます。まず学校、保育所等の医療体制、医療的ケア児等に対する体制についてなんですけれども、学校、保育所・幼稚園、放課後児童クラブの学校教育課と保育幼稚園課、子育て支援課の三課が一緒になって訪問看護ステーションに依頼して、そこから医療的ケアが必要なお子様に派遣してもらうというような体制が既に整っております。

(A委員)

この請願書が出される以前からもうそれは動いてはったということですかね。

(事務局)

今回の提出させてもらったこの資料については、この福祉計画の中で触れられる部分とその請願書の部分を見ながら作らせてもらった資料になっていますので、その辺りがきちんと記載できてなくて申し訳ないです。

2点目の医療機関、今後門真への移転のある病院に対しての働きかけというところなんですけれども、確かにこれから医療的ケア児者を受け入れてくださるところだっ

たり具体的にまず既存の施設で受け入れてくれるのかどうか、あとは市内の医療機関さんが受け入れてくれるのかどうかどんどん広げていって、今後について検討していきたいと思っているんですけども、その中では1つの案としては入っております。そこをどのタイミングでご相談できるのかというのは、今私どもではなかなか分かりづらいところあるんですけども、そういったところも確認できればと思っております。ありがとうございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。

ではせっかくですので、今日は守口保健所長がいらっしゃいますので、何かご発言いただければと思います。

(B委員)

ご発言の機会ありがとうございます。

保健所が関わっている医療的ケア児の現状について発言させていただきます。

数はかなり少ないので参考程度でお聴きください。

保健所が支援している医療的ケア児等の医療的ケアの種類は、人工呼吸器、人工呼吸器のうち夜間のみ、痰の吸引、酸素吸入、経鼻栄養（鼻にチューブを入れて栄養を摂取）、胃ろう（胃に直接チューブを入れて栄養を摂取）、導尿（おしっこを出すためにチューブを入れる）、人工肛門のお子さんがおられます。

入院中のお子さんを除いて、保健所が関わっているおさんはすべて日中どこかに所属しています。こども発達支援センター、支援学校、地域の中学校、地域の小学校に通っています。児童発達支援では門真市内や他市に通われているお子さんもいます。

サービス事業所の一覧を見せていただくと、他市のおさんが門真市の事業をお使いになっていることがわかりましたが、門真市のおさんが他市のサービスを利用されている場合もあります。放課後等デイサービスも他市ですし、先ほどご発言のあったホームヘルパーや、ガイドヘルパーを利用しているお子さんもいますが、他市の事業所をご利用しています。ショートステイは他市のみです。訪問看護は事業所が門真市内で数が増えているようですが、他市の事業所を使っているお子さんもいます。医療的ケア児は身体の障がいが多いので、訪問リハビリを利用しているお子さん子もいますが、門真市内や他市を利用しています。

学校に行っていない医療的ケア児が通所できる施設は先ほど発言のあった門真市のこども発達支援センターのみです。人工呼吸器が必要なおさんは他市の利用になっていますが、門真市のこども発達支援センターでは体制的に受入が厳しいのかと思います。酸素を吸っていると通園バスに乗れなかったというお話をお聞きしていたので、送迎が保護者の負担になっていた現状があったようですが、令和5年4月から乗車可能になったというふうにお聞きしています。看護師が送迎バスについてくださって

るのかどうか分からないのですが、乗車可能になったお子さんがいるようです。片道1時間ほどかかる施設に通所しているお子さんもいるとお聞きしています。

地域の小学校では、令和3年度には医療的ケア児の受入をしていただいていたとお聞きしています。令和4年度から門真市教育委員会に看護師が1名配置されたと聞いており、就学前の相談や看護師不足時に緊急対応が必要になったりすることがありました。そのため訪問看護師の利用を開始していただき、導尿のとき、その時間帯だけ看護師が学校へ行って対応するとか、校外学習の付き添いに行っていただくなどもしていただけるようになってきています。訪問看護師を活用されておられるので、できることが少し増えてきているかもしれません。

一方で医療的ケア児は数が少ないので、受け入れ経験のある学校が少ないと思います。地域の小学校へ就学を考えておられる保護者も保健所ではいますが、学校の医療的ケア児の受入体制に不安を感じているとお聞きします。そのため、保健所では就学2～3年前ぐらいから、入学前にどのような準備をしたらいいのか、市の教育委員会の人に来ていただいて交流会をさせていただき、入学前の準備などの相談ができるようにして保護者の不安を解消できるようにしています。

支援学校は交野支援学校に通学することになりますので、通学が保護者も負担になっているようにお聞きしています。保健所で学習交流会をしていますが、その交流会で、知的障がいがなく身体障がいだけのお子さんを地域の小学校の支援級に入れてもらったが、知的障がいがないので、お子さんにあったクラスがなく困っているという保護者もおられました。

医療的ケア児の保護者の方は就学前に何をしたらいいのかを大変悩んでいます。就学前の準備等の保護者の不安を入学前より早い段階で整理していただくことが大事だと感じています。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。貴重な報告をありがとうございました。

他にいかがでしょうか。何かご意見ご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

(各委員より発言はなし)

はい、ではないようでしたら、この件につきましてはこれで終了とさせていただきます。

今後事務局におきまして本日いただきました様々な皆様のご意見を踏まえて、スケジュールに基づいて計画策定を進めていただければというふうに考えております。

それでは今後の関係につきまして事務局に説明をお願いします。

(事務局)

はい、資料の中でもご説明させていただきました通り、今年度中に予定しております障がい者地域協議会は、計画策定のため次回の第3回目を12月25日第4回目を2月

19日に予定しております。なお、第3回目の本協議会は12月25日14時より、この同じ会議室にて開催を予定しております。どうぞよろしく申し上げます。

本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。なお、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。今の事務局で何かご意見ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(各委員より発言はなし)

はい、なければ長時間にわたり貴重なご意見をいただきありがとうございました。

これをもちまして本日の協議会を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。